

証券コード 9435
平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号



代表取締役会長 重田 康光

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁および4頁記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月21日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階 フィガロ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第29期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎剰余金の配当につきましては、平成28年5月20日開催の当社取締役会において、第29期第4四半期末配当として、1株当たり51円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第29期第4四半期末配当金の支払開始日は、平成28年6月7日といたしております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>) に掲載いたします。
 - ◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hikari.co.jp/ir/account/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類のうち連結注記表
 - ・計算書類のうち個別注記表
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

◇インターネットによる議決権行使の方法および留意事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話により当社指定の議決権行使ウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。

インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインし、画面の案内に従ってご入力いただき、議決権をご行使ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際に、パスワードを変更していただく必要がございます。

【議決権行使ウェブサイトURL】

〈携帯電話用〉

<http://www.it-soukai.com/>



- ※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。なお、携帯電話の操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（*「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- 2) 議決権の行使期限は平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分であり、同時刻までに入力を終える必要がございますので、お早目の行使をお願いいたします。
- 3) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワード（株主様が変更されたパスワードを含みます。）は、本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- 4) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は（パソコンで複数回にわたり議決権を行使された場合、携帯電話で複数回にわたり議決権を行使された場合またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、いずれの場合も含みます。）、最後に行使されたものを有効なものとしてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- 6) 以下の事項にご注意ください。
 - ・同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを認証する重要なものです。他人に絶対にお知らせしないようご注意ください。なお、当社より株主様のパスワードをお知らせすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

◇お問い合わせ先について

ご不明点等がございましたら、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部の以下の窓口宛てにお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使の具体的方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00 土日祝日を除く)
- 2) 上記1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

以上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における我が国経済は、アジア新興国経済の低迷といった景気の下振れリスクがあるものの、政府の経済対策や金融政策などを背景とした、雇用環境の改善と所得の増加による個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復基調を維持しております。

当社グループの属する情報通信分野においては、移動体通信の市場が成熟する中で、政府の競争促進施策（総務省による携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの提言等）による、携帯電話端末の「実質0円」廃止、仮想移動体通信事業者（MVNO）の参入、SIMロック解除の義務化、新料金プランの導入など、市場は大きく変化しております。また、固定通信市場におきましても、光回線の卸売り販売により、さまざまな事業者が自社サービスと組み合わせてユーザーに提供することが可能となるなど、同事業分野におけるサービス競争は新たな局面を迎えております。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことができました。その結果、販売手数料など販売活動に係る費用は増加いたしました。顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益（※）が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化した予約管理システムの販売等を行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。また、情報通信以外にも、ウォーターサーバーや保険などの生活に関連するサービスも拡大しており、当社グループの強みである販売力を活かしながら、収益力の向上を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が574,523百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益が37,483百万円（同16.8%増）、経常利益が38,356百万円（同4.9%増）、税金等調整前当期純利益が51,173百万円（同11.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が25,021百万円（同20.5%増）となりました。

(※) ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金等から得られ

る収入から、顧客維持コスト、提供サービスの原価等を除いた利益分のことです。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合とがあります。

(法人事業)

法人事業におきましては、主要顧客である中小企業層に対し、訪問販売にてOA機器や環境関連商材、法人向け携帯電話等の販売などを通じて、業務効率向上とコスト適正化のご提案を行っております。また、コールセンターやWEB等では、固定回線やブロードバンド回線などの通信回線サービスの取次ぎ・販売を行っております。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことができました。その結果、販売手数料など販売活動に係る費用は増加いたしました。顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化したITソリューションサービスの提案を行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。

さらに、中小企業におけるエコやコスト削減に対する意識の高まりを背景に、LED照明をはじめとした、業務用空調機器や太陽光発電システム、ウォーターサーバー等の環境関連商材の販売を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の法人事業の売上高は275,780百万円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益は24,500百万円（同14.0%増）となりました。

(SHOP事業)

SHOP事業におきましては、日本全国で展開する店舗において携帯電話端末や周辺機器、データ通信端末、モバイルコンテンツ等の販売事業を行っております。

携帯電話販売においては、当社グループにおいても、移動体通信市場の成熟ならびに携帯電話端末の「実質0円」廃止の影響により、販売台数が落ち込みましたが、携帯電話付帯サービスとして提供しているモバイルコンテンツの販売は堅調に推移いたしました。また、店舗の統廃合や当社グループの直営店を当社グループの代理店に譲渡するオフバランスを積極的に行うなど、効率的な店舗運営に向けた施策を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度におけるSHOP事業の売上高は271,383百万円(前連結会計年度比10.0%減)、営業利益は13,642百万円(同2.4%減)となりました。

(保険事業)

保険事業におきましては、コールセンターや保険ショップにおける各種保険サービスのご提案に加え、顧客基盤を有する企業へのアポイント派遣を行う派遣事業や、法人向けにコンサルティングサービスを通じた保険代理店事業を行っております。

当連結会計年度においては、コスト圧縮による生産性の向上に取り組みつつ、コールセンター・店舗・WEB・訪問の各販売網の連携強化に注力し、販売は好調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の保険事業の売上高は30,698百万円(前連結会計年度比79.8%増)、営業利益は4,312百万円(同78.2%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の社債を発行したことにより、7,000百万円の資金調達を行いました。

(当 社)

社 債 の 銘 柄	第 4 回無担保社債 (株式会社三井住 友銀行保証付およ び適格機関投資家 限定)	第 5 回無担保社債 (株式会社三井住 友銀行保証付およ び適格機関投資家 限定)	第 6 回無担保社債 (株式会社りそな 銀行保証付および 適格機関投資家限 定)
発 行 総 額	2,000百万円	2,000百万円	3,000百万円
各 社 債 の 金 額	200百万円	200百万円	100百万円
社 債 の 形 式	振替法の規定によ り社債券は発行さ れない	振替法の規定によ り社債券は発行さ れない	振替法の規定によ り社債券は発行さ れない
利 率	年0.39%	年0.20%	年0.31%
発 行 価 格	額面100円につき 金100円	額面100円につき 金100円	額面100円につき 金100円
償 還 金 額	額面100円につき 金100円	額面100円につき 金100円	額面100円につき 金100円
払 込 期 日	平成27年6月30日	平成28年2月29日	平成28年3月25日
償 還 期 限	平成32年6月30日 (5年債)	平成33年2月26日 (5年債)	平成33年3月25日 (5年債)
利 払 日	毎年6月30日・12 月30日	毎年2月末日・8 月31日	毎年3月25日・9 月25日
資 金 使 途	借入金返済資金	借入金返済資金	借入金返済資金

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
- ・当社は、平成27年10月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社の株式会社アイフラッグと株式交換を行い、同社を完全子会社といたしました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

(法人事業)

法人事業におきましては、従来の代理店としての販売活動に加え、付帯商材や自社商材の販売比率を高めることで、一顧客あたりの単価の増大を目指しつつ、代理店網の開拓、営業人員の増強、WEB販路などの新たな販売チャネルの構築等によって販売網を拡大することで、当社グループの保有顧客数をさらに増やし、将来の安定的な収益源となるストック利益を積み上げてまいります。

また、顧客データベースとその運用の精度を高めることによって、既契約ユーザーの価値を最大限引き出せるような効率のよい販売を推進し、クロスセル・アップセルによる増益を目指してまいります。

さらに、既存顧客との継続的な取引関係を維持（解約率の低下）するために、サポート体制の強化やコンプライアンスをはじめとする従業員教育の徹底を行い、一従業員あたりの利益率向上を課題として取り組んでまいります。

(SHOP事業)

SHOP事業におきましては、移動体通信の市場が成熟しつつある中で、既存店舗の生産性向上が課題となります。また、事業領域を携帯電話端末販売に限らず、モバイルデータ通信端末や、モバイルコンテンツなどの付帯商材へ拡大し、今後のSHOP事業における利益成長を目指します。

(保険事業)

保険事業におきましては、安定した利益成長を実現するために、顧客基盤を有する企業へのアポインター派遣を行う派遣事業の拡大や、店舗などの新たな販売チャネルの確保、適正な人員規模の維持と人材の育成に取り組んでまいります。

また、当社グループではこれまで情報漏洩防止等について積極的に取り組んでまいりましたが、今後ますます日本社会においてコンプライアンスの重要性が高まると予想されるため、情報セキュリティの継続的な強化が課題となります。

(3) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区 分	第26期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第28期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第29期 (当連結会計年度) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高(百万円)	500,312	565,165	562,509	574,523
営業利益(百万円)	24,594	31,763	32,084	37,483
経常利益(百万円)	27,186	39,737	36,551	38,356
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	16,887	29,352	20,763	25,021
1株当たり当期純利益(円)	343.15	623.71	450.27	538.13
総資産(百万円)	251,251	338,815	393,352	410,352
純資産(百万円)	123,854	143,651	175,511	180,340
1株当たり純資産額(円)	2,374.66	2,842.67	3,488.34	3,588.96

(注) 第29期(当連結会計年度)については、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(4) 主要な事業内容(平成28年3月末日現在)

当社の企業集団(当社および当社の関係会社)は、当社、連結子会社183社ならびに持分法適用非連結子会社および関連会社103社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、主に「法人事業」、「SHOP事業」および「保険事業」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人事業	主に中小企業向けのOA機器販売 各種通信サービスの加入取次ぎ 中小企業向け簡易業務サポート等の提供 法人向け移動体通信サービスの提供 その他法人顧客向けサービスの提供等
SHOP事業	店舗における携帯電話の新規加入および機種変更手続きに関する代理店業務および携帯電話端末・周辺機器の販売等
保険事業	テレマーケティング手法を中心とした保険代理店事業等

(5) 企業集団の主要な事務所(平成28年3月末日現在)

本社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
営業所	池袋、上野、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄他(当社を含む企業集団全体の営業所)

(6) 企業集団の従業員の状況（平成28年3月末日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,731名	594名減

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は2,074名であります。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
931名	76名減	31.3歳	4.5年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は58名であります。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・イーグループ	101百万円	100.00%	OA機器の販売およびメンテナンス
ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社	100百万円	45.46% (7.74%)	A S P事業
株式会社エフティグループ	1,322百万円	51.23% (11.26%)	情報通信機器、OA機器の販売
株式会社メンバーズモバイル	250百万円	100.00% (100.00%)	法人向け携帯電話の販売
株式会社ウォーターダイレクト	1,254百万円	53.40% (37.54%)	ミネラルウォーター宅配事業
テレコムサービス株式会社	500百万円	81.25% (81.25%)	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	90百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社パイオン	1,261百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	2,237百万円	70.13%	テレマーケティング手法を中心とした保険サービスの販売等
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00% (100.00%)	保険サービスの販売等

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2. 資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、平成28年3月末日現在の情報を記載しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は183社、持分法適用非連結子会社および関連会社は103社であります。

(8) 主要な借入先および借入額（平成28年3月末日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	42,080百万円
株式会社三井住友銀行	4,964百万円
株式会社静岡銀行	3,133百万円
株式会社横浜銀行	1,569百万円
株式会社新銀行東京	1,000百万円

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来の成長に関する投資および財務体質の充実・強化を目的として、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 233,398,568株
内訳 普通株式 183,398,568株
A種株式 50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数 47,749,642株
内訳 普通株式 47,749,642株
A種株式 0株

(注) 自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数 17,268名

(4) 当事業年度末における大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 光 パ ワ ー	20,104,600株	43.27%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,389,056株	2.99%
重 田 康 光	1,198,274株	2.58%
玉 村 剛 史	1,141,470株	2.46%
有 限 会 社 テ ツ	1,100,000株	2.37%
有 限 会 社 マ サ	1,100,000株	2.37%
有 限 会 社 ミ ツ	1,100,000株	2.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	768,400株	1.65%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	665,300株	1.43%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	596,800株	1.28%

(注) 1. 当社は、当事業年度末日において自己株式を1,281,917株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式
普通株式 377,700株
取得価額の総額 3,035百万円

当事業年度中に株式交換により処分した自己株式
普通株式 606,812株
処分価額の総額 3,392百万円

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月末日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月末日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重 田 康 光	
代表取締役社長	玉 村 剛 史	
常務取締役	和 田 英 明	コンシューマー事業本部長
常務取締役	儀 同 康	管理本部長
常勤監査役	西 島 義 隆	
監 査 役	田 中 稔	公認会計士
監 査 役	高 野 一 郎	弁護士

(注) 1. 監査役 田中稔氏および高野一郎氏は、社外監査役であります。

2. 監査役 田中稔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は、監査役 田中稔氏および高野一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役 田中稔氏および高野一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる額の合計額と6百万円のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度額としております。

イ. 社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額

ロ. 社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

(2) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（14回開催）（注）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田中 稔	10回	71%	12回	100%
監査役 高野 一郎	12回	86%	12回	100%

（注）上記14回の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第30条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的および法的な見地等から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言等を行っております。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的および法的な見地から発言をする等、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、当社事業の特性を踏まえた機敏で効率的かつ実質的な議論および迅速な意思決定を取締役会で行うことを重視し、また、社外監査役との間の適度な緊張関係と連携関係により、適切な監督・牽制の効いた体制が敷かれているため、社外取締役の選任は行ってきておらず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社といたしましては、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見や当社の企業経営や事業の特性への理解等を有し、かつ、当社経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えておりますが、現時点では、これらの要件を満たす適任者の方の選定には至っておりません。適任でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあり、相当でないと判断し、社外取締役を選定しておりません。

当社といたしましては、法令環境を含む社会環境や市場動向の状況等も勘案しつつ、当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指し、今後とも継続的に検討を重ねてまいります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区	分	人	数	報 酬 等 の 額
取	締	役	4名	75百万円
監	査	役	3名	19百万円
(う	ち	社	(2名)	(12百万円)
	計		7名	94百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月22日開催の第25回定時株主総会において賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年11月22日開催の第13回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役および監査役の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額13百万円（取締役に対し12百万円、監査役に対し1百万円）を含めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

181百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(2)に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬の額について相当であると判断し、同意しております。

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

343百万円

(注) 当社の子会社のうち、株式会社エフティグループ等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務に対する対価を支払っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
 - b. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
 - c. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - d. 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
 - e. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
 - b. 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
 - c. リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
- イ. 職務権限・意思決定ルールの方策および見直し
 - ロ. 取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
 - ハ. 予算管理規程に基づく中長期計画の方策、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
 - ニ. 経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
 - b. 当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。
 - c. 当社は、子会社の自主性および上場子会社の独立性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
 - d. 当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
 - e. 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、

- 子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
- f. 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
 - g. 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
 - h. 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役へ報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- ⑥ 監査役補助人の設置ならびに監査補助人の独立性および監査役の監査役補助人への指示の実効性を確保するための体制
- a. 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
 - b. 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - c. 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
 - d. 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力

するものとします。

- イ. 監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
- ロ. 監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。

- ⑦ 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。
 - イ. 会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ハ. 重大な法令・定款違反
 - b. 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
 - c. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。
 - d. 前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
 - e. 前項に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
 - b. 当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役の監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - c. 当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
 - d. 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
 - e. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
 - f. 当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務執行について
- a. 取締役会は、取締役4名、監査役3名で構成され、当事業年度においては14回開催されました。取締役会の構成に関しては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役2名の体制を採っております。
 - b. 取締役および各事業部門の責任者で構成される経営会議を定期的（月1回）に開催し、経営会議においては各事業部門の責任者より重要な業務執行に関する事項について報告がなされ、取締役出席のもと慎重に議論がなされております。
 - c. 情報管理部門を設置し、情報管理部門において、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。

- d. 「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定め、グループ全体として企業対象暴力に対する認識と対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力(反社会的団体)対応マニュアル」を作成し、社内ホームページ等に掲載し、社内での周知徹底を図っております。

② リスク管理体制について

定期的(月1回)に当社グループ会社の事業本部ごとの各営業責任者および持株会社である当社に統合された各管理部門の責任者によって構成されるリスクコミティにおけるリスク情報の吸い上げ等により、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生の未然の防止を図っております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄で内部監査室の機能を有する内部監査室およびCS・リスク管理部門を設置しており、内部監査室およびCS・リスク管理部門において、当社およびグループ会社の業務活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性或会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況について、定期的(年2回以上)に関係会社や各営業所に対して内部監査を実施する等、多角的に内部監査を行っております。

④ 企業集団の業務の適正性の確保について

当社および当社子会社からなるグループ企業集団のガバナンスに関しては、事業会社である当社の各子会社の管理機能を持株親会社である当社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能別には以下の施策を行っております。

- イ. 財務・経理・IR部門：各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映するとともに、公正な開示を行い、透明性の確保を図っております。
- ロ. 法務・審査部門：各子会社業務のコンプライアンスを管理・監督し、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っております。
- ハ. 人事・教育部門：グループ統一的な研修課程を実施することで、社員の資質向上に努め、また成果主義の原則に基づく評価・報酬体系を導

入することで、グループ会社間の公平性を図っております。

- ニ. 総務・情報システム部門：グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ホ. 内部監査室、CS・リスク管理部門：グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、また、お客様等、社外からのご指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上および顧客満足度（CS）の向上を目指しております。
- ヘ. 内部統制部門：金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備および運用に係る体制確保の一環として、主に経理部門・業務管理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。
- ト. 情報管理部門：情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的に社員研修や各営業所の実査を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- a. 監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成され、客観性および中立性を確保し、経営監視機能を果たしております。
- b. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- c. 当社は、取締役会の開催前に議案およびその提案理由・経緯等の内容について、社外監査役に開示し、社外監査役から指摘を受けた事項については、予めに必要な検討・対応措置を講じたうえで、取締役会に上程することを原則としております。取締役会上程議案について社外監査役へ事前の諮問を行い、社外監査役からの指摘・監査等を事前に受けることで、監査役に対して取締役会議案に関する事前のチェック機能を付与し、監査役の機能強化および取締役会の運営の適法性・適正性・実効性を確保しております。
- d. 社外監査役および常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて、厳正な監査を行い、特に社外監査役による経営の監視機能が十分に発揮されたコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当事業年度において該当事項はありません。

8. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において該当事項はありません。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	212,135	流 動 負 債	172,697
現金及び預金	50,623	支払手形及び買掛金	41,139
受取手形及び売掛金	96,451	短期借入金	35,542
リース債権及びリース投資資産	10,028	1年内償還予定の社債	21,577
有価証券	17	未払金	49,691
たな卸資産	14,806	未払法人税等	11,734
未収入金	9,214	預り金	3,369
繰延税金資産	1,627	賞与引当金	2,091
その他	32,482	役員賞与引当金	117
貸倒引当金	△3,116	その他	7,432
固 定 資 産	198,217	固 定 負 債	57,314
有 形 固 定 資 産	18,391	長期借入金	34,468
建物及び構築物	6,624	社債	5,922
機械装置及び運搬具	1,664	役員退職慰労引当金	351
工具器具備品	889	繰延税金負債	13,108
土地	5,126	その他	3,463
リース資産	670	負 債 の 部 合 計	230,012
その他	3,416	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	36,294	株 主 資 本	136,563
のれん	30,617	資本金	54,259
その他	5,676	資本剰余金	21,422
投 資 そ の 他 の 資 産	143,531	利益剰余金	69,054
投資有価証券	129,336	自己株式	△8,173
長期貸付金	11,054	その他の包括利益累計額	30,207
敷金保証金	6,004	その他有価証券評価差額金	30,310
破産更生債権等	5,806	為替換算調整勘定	△104
繰延税金資産	657	退職給付に係る調整累計額	1
その他	1,709	新 株 予 約 権	777
貸倒引当金	△11,036	非 支 配 株 主 持 分	12,791
資 産 の 部 合 計	410,352	純 資 産 の 部 合 計	180,340
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	410,352

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		574,523
売上原価		297,842
売上総利益		276,680
販売費及び一般管理費		239,197
営業利益		37,483
営業外収益		
受取利息	351	
受取配当金	1,730	
貸倒引当金戻入額	105	
投資有価証券売却益	2,760	
投資事業組合運用益	21	
負のれん償却額	25	
その他	1,263	6,259
営業外費用		
支払利息	994	
貸倒引当金繰入額	1,273	
為替差損	1,205	
持分法による投資損失	615	
支払手数料	385	
その他	912	5,386
経常利益		38,356
特別利益		
投資有価証券売却益	10,385	
段階取得に係る差益	3,511	
子会社株式売却益	584	
その他	1,015	15,495
特別損失		
固定資産除売却損	440	
投資有価証券評価損	674	
投資有価証券売却損	44	
れん償却額	638	
減損損失	828	
その他	51	2,679
税金等調整前当期純利益		51,173
法人税、住民税及び事業税	22,428	
法人税等調整額	944	23,373
当期純利益		27,799
非支配株主に帰属する当期純利益		2,777
親会社株主に帰属する当期純利益		25,021

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	54,259	5,438	70,728	△8,676	121,750
会計方針の変更による 累積的影響額		16,767	△17,472		△705
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	54,259	22,206	53,255	△8,676	121,044
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△8,115		△8,115
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			25,021		25,021
連 結 範 囲 の 変 動			△1,107		△1,107
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△2,460			△2,460
自己株式の取得				△3,063	△3,063
自己株式の処分		1,676		3,567	5,243
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△783	15,798	503	15,518
当 期 末 残 高	54,259	21,422	69,054	△8,173	136,563

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計	その他の包 括利益累 計額	その他の包 括利益累 計額			
当 期 首 残 高	39,395	57	0	39,453	780	13,528	175,511	
会計方針の変更による 累積的影響額							△705	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	39,395	57	0	39,453	780	13,528	174,806	
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△8,115	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							25,021	
連 結 範 囲 の 変 動							△1,107	
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△2,460	
自己株式の取得							△3,063	
自己株式の処分							5,243	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△9,084	△161	1	△9,245	△2	△736	△9,984	
連結会計年度中の変動額合計	△9,084	△161	1	△9,245	△2	△736	5,533	
当 期 末 残 高	30,310	△104	1	30,207	777	12,791	180,340	

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	76,583	流動負債	105,428
現金及び預金	11,214	買掛金	0
売掛金	2,157	短期借入金	23,937
有価証券	17	関係会社短期借入金	49,595
貯蔵品	5	1年内償還予定の社債	21,400
関係会社短期貸付金	43,195	未払金	3,943
前払費用	295	未払費用	97
繰延税金資産	350	未払法人税等	5,247
その他	19,347	預り金	452
固定資産	204,337	前受金	23
有形固定資産	8,096	賞与引当金	426
建物	2,375	その他	305
構築物	1	固定負債	39,189
機械及び装置	1,226	長期借入金	19,877
車両運搬具	0	社債	5,400
工具器具備品	205	役員退職慰労引当金	240
土地	4,285	繰延税金負債	12,437
リース資産	1	その他	1,233
無形固定資産	330	負債合計	144,618
ソフトウェア	200	(純資産の部)	
のれん	99	株主資本	108,139
電話加入権	30	資本金	54,259
投資その他の資産	195,911	資本剰余金	7,739
投資有価証券	99,868	その他資本剰余金	7,739
関係会社株式	55,224	利益剰余金	54,224
関係会社社債	34	利益準備金	2,016
長期貸付金	1,952	その他利益剰余金	52,208
従業員長期貸付金	2,386	特別償却準備金	545
関係会社長期貸付金	63,125	繰越利益剰余金	51,663
破産更生債権等	160	自己株式	△8,084
長期前払費用	173	評価・換算差額等	27,486
その他	2,519	その他有価証券評価差額金	27,486
貸倒引当金	△29,534	新株予約権	677
資産合計	280,921	純資産合計	136,303
		負債・純資産合計	280,921

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,524
売上原価	473
売上総利益	19,050
販売費及び一般管理費	10,858
営業利益	8,191
営業外収益	
受取利息	649
有価証券利息	5
受取配当金	8,128
投資有価証券売却益	2,760
貸倒引当金戻入額	2,973
受取保証料	381
受取他の営業外収益	1,625
営業外費用	333
支払債利息	577
社債借入利息	337
貸倒引当金繰入額	6,748
支払借入料	1,247
その他の営業外費用	1,561
経常利益	16,858
特別利益	
投資有価証券売却益	9,780
関係会社株式売却益	2,561
その他の特別利益	2
特別損失	
固定資産除売却損	10
投資有価証券売却損	79
関係会社株式売却損	332
投資有価証券評価損	70
関係会社株式評価損	667
関係会社清算損	19
その他の特別損失	9
税引前当期純利益	12,344
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	1,188
当期純利益	25,733
法人税、住民税及び事業税	6,760
法人税等調整額	489
当期純利益	7,250
	18,482

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		その 資本 剰余 金	他 本 金	資 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	54,259	6,063	6,063	1,204	89	42,563	43,857	△8,584	95,596	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△8,115	△8,115		△8,115	
剰余金の配当に伴う積立				811		△811	—		—	
特別償却準備金の積立					455	△455	—		—	
当期純利益						18,482	18,482		18,482	
自己株式の取得								△3,063	△3,063	
自己株式の処分		1,676	1,676					3,563	5,239	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	1,676	1,676	811	455	9,099	10,367	499	12,543	
当 期 末 残 高	54,259	7,739	7,739	2,016	545	51,663	54,224	△8,084	108,139	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算差 額等合計		
当 期 首 残 高	39,264	39,264	712	135,573
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△8,115
剰余金の配当に伴う積立				—
特別償却準備金の積立				—
当期純利益				18,482
自己株式の取得				△3,063
自己株式の処分				5,239
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△11,778	△11,778	△35	△11,813
事業年度中の変動額合計	△11,778	△11,778	△35	729
当 期 末 残 高	27,486	27,486	677	136,303

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 光 通 信
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 太 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 屋 光 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光通信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 光 通 信
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 太 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 屋 光 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光通信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 各監査役間にて異なる監査意見はございません。

4. 重要な後発事象はございません。

平成28年5月20日

株式会社光通信 監査役会

常勤監査役 西 島 義 隆 ㊟

社外監査役 田 中 稔 ㊟

社外監査役 高 野 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者は、取締役会が、当社の経営理念を具現化する能力、経営全体の俯瞰力、本質的リスク把握力を有し、当社の持続的成長と中長期的企業価値向上に資する知識や経験を有する取締役で構成されるよう、選定しております。また、取締役会における実質的かつ建設的議論および迅速かつ合理的な意思決定が確保されること、ならびに、取締役会の経営監督機能としての社外監査役の役割の重要性を認識し、その活用を図ることを前提に、現時点で最適な人員体制となることを考慮し、選定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	重田 康光 (昭和40年2月25日)	昭和63年2月 当社設立 当社代表取締役社長 平成3年6月 有限会社光パワー 取締役社長(現任) 平成12年11月 当社最高経営責任者(現任) 平成15年6月 当社代表取締役会長(現任)	1,198,274株
2	玉村 剛史 (昭和45年7月16日)	平成3年4月 当社入社 平成8年11月 当社取締役 平成11年9月 当社情報通信事業統括本部情報 通信事業本部長 平成11年11月 当社常務取締役 平成12年11月 当社最高執行責任者(現任) 平成13年11月 当社取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,141,470株
3	和田 英明 (昭和48年12月13日)	平成9年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成17年9月 当社ネットワーク事業本部長 平成19年4月 当社常務取締役 平成20年2月 株式会社パイオン取締役 平成21年6月 当社常務執行役員 当社情報通信事業本部長 (現コンシューマー事業本部 長)(現任) 平成24年4月 株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任) 平成25年4月 テレコムサービス株式会社代表 取締役 平成27年6月 株式会社ウォーターダイレクト 取締役(現任)	300,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	儀 同 康 (昭和38年8月31日)	昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成4年4月 当社入社 平成6年2月 当社経営企画室長 平成7年4月 当社取締役 平成9年12月 当社管理本部長 平成11年11月 当社常務取締役 平成13年11月 当社取締役 当社管理本部長 (現任) 平成24年6月 当社常務取締役 (現任)	54,946株

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者重田康光氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。
4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、本招集ご通知16頁の事業報告「4. 会社役員に関する事項」の「(2) 社外役員に関する事項」の「③ 社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載のとおり、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見および当社の企業経営や事業の特性への理解等を有し、かつ、当社経営陣からの独立性を有していることが必要だと考えておりますが、現時点では、これらの要件を満たす適任者の方の選定には至っておりません。適任でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあるため、相当でないと判断しております。

当社といたしましては、法令環境を含む社会環境や市場動向の状況等も勘案しつつ、当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指し、今後とも継続的に検討を重ねてまいります。

以 上

